

県東部地域県立武道館（仮称）整備基本計画〔概要版〕

1 計画策定の背景

スポーツ関連の情勢

■第2期スポーツ基本計画

スポーツ立国の実現に向けた取組

- ・スポーツ参画人口の拡大
- ・スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実
- ・スポーツを通じた経済・地域の活性化 等

■オリンピック・パラリンピック等の開催

開催を契機としたスポーツへの関心の高まり

■山口県スポーツ推進計画に基づく施策の推進

スポーツの振興、交流人口の拡大や地域活性化



武道を取り巻く状況

■中学校での武道の必修化（平成24年度）

■武道に触れる機会の増加



- 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成
- 地域におけるスポーツ機会の充実に対する貢献（総合型地域スポーツクラブ、スポ少等）
- 県出身選手の国際大会・全国大会での活躍による、県全体への活力創出
- 活躍した選手が指導者として、競技力向上の担い手

■更なる競技水準の向上・競技人口の拡大

好循環



2 施設整備の目的

- 県東部地域には、県立の武道施設が整備されておらず、大規模大会等の開催が困難であり、武道の普及・競技力向上のための拠点施設が必要
- スポーツ参画人口の拡大を図るため、誰もが気軽に利用できる多用途・多機能な施設が必要
- スポーツを通じた日米交流など、地域特性を活かした交流人口の拡大やまちづくり、地域活性化につなげる核となる施設が必要

1 生涯スポーツの推進

●子どものスポーツ参加意欲の向上

子どもがスポーツの楽しさ等を実感できる場の充実

●子育て世代等のスポーツ参加の促進

子育て世代等がスポーツ活動に参加できる環境の整備

●高齢者の健康増進

介護予防等の観点から、社会生活に必要な運動機能の維持・向上

●障害者スポーツの推進

障害のある人のスポーツ参加による、自立や社会参加の促進



2 競技水準の向上

●質の高い競技環境の整備

競技者の参加意欲の向上や競技人口の拡大、選手の育成につなげる、競技活動の拠点整備

●競技施設の拡充

スポーツ活動の促進に伴う、利用者の受け皿となる拠点施設の拡充

3 武道の普及と人材の育成

●青少年の健全育成

武道を通じた、礼儀作法や相手への思いやりを習得する場の提供

●専用武道場の整備

青少年の健全育成に資する武道を、より一層普及していくための専用の武道場の整備

4 スポーツを通じた交流人口の拡大

●全国大会等の誘致可能な施設

交流人口を拡大し、地域活性化に結び付けていくため、全国大会等の大会誘致が可能な施設整備

●武道等を通じた国際交流の促進

日本の伝統文化である武道など、スポーツを通じた日米等の国際交流の促進



留意事項

- 建設費、運営・維持管理費の抑制
- 岩国市総合体育館との相互利用

3 基本コンセプト

県東部地域において、次の3つの基本コンセプトと8つの整備方針に基づき、県立武道館を整備する。

1 多目的に利用できる県民スポーツの拠点となる武道館

【整備方針1：多用途・多機能な武道館】

県民がスポーツ活動に参加できる機会の拡大を図るため、自らのライフステージに応じてスポーツを楽しめるよう、多種多様なスポーツに親しむことのできる施設づくりを目指す。

【整備方針2：武道競技の普及や競技力向上に資する武道館】

武道競技の普及に資する専用施設に対するニーズの増大を踏まえ、専用の武道場を整備する。

武道競技の拠点を整備することにより、競技人口の増加や選手の育成・強化につなげ、青少年の健全育成や競技力向上に貢献する。

【整備方針3：誰もが安心して利用できる武道館】

年齢や性別、国籍を問わず誰もが安心して利用できる施設として、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。

子育て世代等が気軽に利用できる施設整備を目指す。



2 交流人口の拡大と地域活性化に資する武道館

【整備方針4：大規模大会の誘致が可能な武道館】

本施設と岩国市総合体育館の相互利用による施設の機能強化を図ることで、これまで開催が困難であった全国大会等の大規模大会を誘致し、交流人口の拡大や県東部地域の活性化に貢献する施設とする。



【整備方針5：武道等を通じた国際交流に資する武道館】

日本の伝統文化である武道など、スポーツを通じた日米等の国際交流を促進することで、多文化共生によるまちづくりを推進する。

3 将来の負担が過大とならないコンパクトな武道館

【整備方針6：周辺施設との相互利用を前提としたコンパクトな武道館】

隣接する岩国市総合体育館との相互利用を前提とし、コンパクトで、将来的に維持管理の負担が過大とならない施設を目指す。

【整備方針7：民間活力の活用】

民間活力の導入など、財政負担の軽減だけでなく、公共サービスの質の向上や自主事業の展開による波及効果等を踏まえ、本施設に適した手法を検討する。

【整備方針8：ライフサイクルコストの縮減】

省エネルギーや施設の更新・修繕に配慮した施設とすることで、ライフサイクルコストの縮減を目指す。

4 施設の概要

■ 整備場所

岩国市総合体育館との一体的利用による利便性等を考慮し、岩国運動公園内（岩国市平田）に整備

【岩国運動公園】



■ 機能・規模

- 武道競技の全国大会等の開催が可能な施設
- 隣接する岩国市総合体育館との一体的な運用を視野に、重複する機能（トレーニングルーム、相撲場）は設けない。
- 延床面積 約10,000㎡程度

区分	内容
主道場	<ul style="list-style-type: none"> ○柔道、剣道6面（約2,100㎡） ○武道以外にも利用可能（フットサル、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、卓球、バドミントン等） ○固定席1,000席程度 ○付帯諸室（放送室、控室、更衣室、便所、会議室）
小道場	<ul style="list-style-type: none"> ○柔道、剣道3面（1面あたり14m×14m以上） ○1面ごとの間仕切りとし、多目的な利用が可能 ○固定席150席程度（1面あたり50席） ○付帯諸室（更衣室、便所、講師室、審判室）
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ○近的（12人立）、固定席100席程度 ○遠的（3人立、練習用）
その他諸室等	<ul style="list-style-type: none"> ○事務室、医務室、応接室、倉庫、収納等 ○駐車場120台程度

■ 事業費・スケジュール等

〔事業費〕 約60億円程度（令和3年9月時点での試算 ※備品購入費等は別途必要）
防衛省の再編関連特別地域整備事業（県交付金）を活用

〔スケジュール〕

							令和3年9月時点	
令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
基本設計・実施設計				建設工事			供用開始	

〔維持管理・運営〕

- 指定管理者制度の導入など、民間活力を活用し、効率的・効果的な管理運営
- 武道等の大会の積極的誘致、武道以外の多様な利用による、施設利用率の向上
- 岩国市総合体育館をはじめ、周辺施設との有機的な連携による、利便性の向上